

改正案	現行
<p>（大量保有報告書を提出する必要がない場合）</p> <p>第三条 法第二十七条の二十三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項</p>	<p>（大量保有報告書を提出する必要がない場合）</p> <p>第三条 法第二十七条の二十三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 株主がその有する株式の数に応じて割り当てられた新株引受権に基づき発行された新株引受権証書を取得することのみによって保有株券等の総数が増加する場合</p> <p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>十 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの抛出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条第一項又</p>

(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等(当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。)

(削る)

(新株予約権証券等の換算)

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

(削る)

一・二 (略)

三 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

四 (略)

は第二百十一号ノ三第一項(第一号を除く。)の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等(当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項各号に掲げる者に該当しない場合に限る。)

十一 会社が株式を消却するために取得した株券

(新株引受権証書等の換算)

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一 新株引受権証書については、新株の引受権の目的である株式の数(新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数(一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数)とする方法

二・三 (略)

四 外国法人が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

五 (略)

イ (略)

(削る)

ロ(二) (略)

ホ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五) (略)

イ (略)

(削る)

ロ(二) (略)

ホ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

イ (略)

ロ 新株引受権証書 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株引受権証券又は新株引受権証書の新株引受権の目的である株式の数 (新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数 (一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数))

ハ(ホ) (略)

ヘ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

六) (略)

イ (略)

ロ 新株引受権証書 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株引受権証書の新株の引受権の目的である株式の数 (新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数 (一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数))

ハ(ホ) (略)

ヘ 外国法人が発行者である証券又は証書で新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

六| 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ (略)

(削る)

ロ|ニ (略)

ホ| 外国法人が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数

七| 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ (略)

ロ| 新株引受権証書 当該償還を受ける新株引受権証書の新株の引受権の目的である株式の数(新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数(一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数))

ハ|ホ (略)

ヘ| 外国法人が発行者である証券又は証書で新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証書に準じて株式に換算した数